

茨木市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後				変 更 前			
1. ～ 8. 略				1. ～ 8. 略			
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項				9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項			
〔 1 〕 市町村の推進体制の整備等				〔 1 〕 市町村の推進体制の整備等			
(1) 庁内連絡会議の開催状況				(1) 庁内連絡会議の開催状況			
開催日		案件		開催日		案件	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
第 6 回幹事会	平成 30 年 11 月 8 日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメン トの実施について まちづくり会社の検討状況について		第 6 回幹事会	平成 30 年 11 月 8 日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメン トの実施について まちづくり会社の検討状況について	
令和 6 年度 第 1 回連絡会 議	令和 6 年 5 月 23 日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定について 今後の進め方について		新規追加			
令和 6 年度 第 1 回幹事会	令和 6 年 9 月 25 日	茨木市中心市街地活性化基本計画策定状況について 茨木市中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメン トの実施について 今後の進め方について		新規追加			
■茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員				■茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員			
	所 属		役職		所 属		役職
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
4	市民文化部		部長	4	市民文化部		部長
5	福祉部		部長	5	市民文化部		理事
6	健康医療部		部長	6	福祉部		部長
7	こども育成部		部長	7	こども育成部		部長
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
21	福祉部	地域福祉課	課長	21	福祉部	地域福祉課	課長
22	健康医療部	医療政策課	課長	新規追加			
23	こども育成部	こども政策課	課長	22	こども育成部	こども政策課	課長
24		保育幼稚園総務課	課長	23		保育幼稚園総務課	課長
25		保育幼稚園事業課	課長	24		保育幼稚園事業課	課長
26	産業環境部	商工労政課	課長	25	産業環境部	商工労政課	課長
27		環境政策課	課長	26		環境政策課	課長
28	都市整備部	都市政策課	課長	27	都市整備部	都市政策課	課長
29		居住政策課	課長	28		居住政策課	課長
30		審査指導課	課長	29		審査指導課	課長
31		市街地新生課	課長	30		市街地新生課	課長
32	建設部	建設管理課	課長	31	建設部	建設管理課	課長
33		交通政策課	課長	28		交通政策課	課長
34		道路課	課長	新規追加			
35		公園緑地課	課長	32		公園緑地課	課長
36	教育委員会 教育総務部	教育政策課	課長	33	教育委員会 教育総務部	教育政策課	課長
37		社会教育振興課	課長	34		社会教育振興課	課長
38		歴史文化財課	課長	35		歴史文化財課	課長

(令和6年7月現在)

■茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
(略)	(略)		(略)
6	市民文化部	共創推進課	課長
7		文化振興課	課長
8	健康医療部	医療政策課	課長
9	産業環境部	商工労政課	課長
10	都市整備部	都市政策課	課長
11		居住政策課	課長
12		市街地新生課	課長
13	建設部	建設管理課	課長
14		交通政策課	課長
15		道路課	課長
16		公園緑地課	課長

(令和6年7月現在)

(2) ～ (3) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 茨木市中心市街地活性化協議会の概要

■協議会委員

団体・役職名		根拠法令
FIC ベース株式会社	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 経営学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	准教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部 ホームタウン	担当部長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和6年4月現在)

(2) 協議会・専門部会の開催状況

■協議会

開催日		主な検討項目
(略)	(略)	(略)
第 19 回	令和 5 年 4 月 26 日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について

(令和5年4月現在)

■茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
(略)	(略)		(略)
6	市民文化部	共創推進課	課長
7		文化振興課	課長
新規追加			
8	産業環境部	商工労政課	課長
9	都市整備部	都市政策課	課長
10		居住政策課	課長
11		市街地新生課	課長
12	建設部	建設管理課	課長
13		交通政策課	課長
新規追加			
14		公園緑地課	課長

(令和5年4月現在)

(2) ～ (3) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 茨木市中心市街地活性化協議会の概要

■協議会委員

団体・役職名		根拠法令
FIC ベース株式会社	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	常任理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 政策科学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 顧客創造部 ホームタウン推進課	課長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和2年4月現在)

(2) 協議会・専門部会の開催状況

■協議会

開催日		主な検討項目
(略)	(略)	(略)
第 19 回	令和 5 年 4 月 26 日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について

第 20 回	令和 6 年 4 月 30 日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について ・茨木市中心市街地活性化基本計画（第 2 期）策定に向けた検討状況について
第 21 回	令和 6 年 9 月 18 日	・市民アンケート調査結果の報告 ・第 2 期中心市街地活性化基本計画（案）についての意見交換 ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた協議会の意見書について ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコメント実施について

(3) ～ (4) 略
[3] 略
10. ～ 12. 略

新規追加		
新規追加		

(3) ～ (4) 略
[3] 略
10. ～ 12. 略